

## 登校許可証明書

千葉県立船橋法典高等学校

年 組 番

氏名

下記の疾患で療養中のところ、現在軽快し、登校してよいことを証明します。

令和 年 月 日から療養開始

令和 年 月 日まで療養

該当疾患に ○印	疾患名	出席停止期間の基準 以下の基準に基づき、主治医が判断する。	
	第1種感染症（ ）	治癒するまで	
(A・B型)	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで	※下記 参照
	新型コロナウイルス感染症 (COVID-19)	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで	
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	
	麻疹(はしか)	解熱した後3日間を経過するまで	
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	
	風しん	発しんが消失するまで	
	水痘(みずぼうそう)	すべての発しんが痂皮化するまで	
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日間を経過するまで	
	結核・髄膜炎菌性髄膜炎・腸管出血性大腸菌感染症・ 流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎	病状により、医師において、感染のおそれがないと認めるまで	
	その他の感染症 《条件によっては出席停止が必要なもの》 溶連菌感染症・感染性胃腸炎・マイコプラズマ 感染症・伝染性紅斑・手足口病・ その他（ ）	医師の指示によるものとする	

令和 年 月 日 医療機関名

医師名 (印)

※医師・保健所等の指示により登校が許可された場合、保護者等による医療機関名の記入及び記名・押印を行ってください。また療養期間も保護者等が記入してください。

令和 年 月 日 医療機関名

新型コロナウイルス感染症、または、インフルエンザの場合、  
処方薬名が明記された文書のコピーを添付してください。 保護者等氏名 (印)

学校記入欄 出席停止期間： 月 日( )(限)～ 月 日( )(限)